

信託会社等に関する総合的な監督指針(目次)

旧	新
<p style="text-align: center;"><b>信託会社等に関する総合的な監督指針</b></p> <p style="text-align: center;">～ 目 次 ～</p> <p><b>2 事務の取扱いに関する一般的事項</b></p> <p>2-1 監督事務の取扱い</p> <p>2-1-3 <u>財務局長間の連絡調整</u></p> <p><b>3 運用型信託会社</b></p> <p>3-2 免許申請書の審査に際しての留意事項 (新設)</p> <p>3-5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 (新設)</p> <p>3-5-9 <u>反社会的勢力による被害の防止</u></p> <p><b>5 管理型信託会社</b></p> <p>5-2 登録に際しての留意事項 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p><b>6 管理型外国信託会社</b></p> <p>6-2 登録に際しての留意事項 (新設)</p> <p><b>10 信託契約代理店</b></p> <p>10-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 (新設)</p> <p>10-4-4 <u>反社会的勢力による被害の防止</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>信託会社等に関する総合的な監督指針</b></p> <p style="text-align: center;">～ 目 次 ～</p> <p><b>2 事務の取扱いに関する一般的事項</b></p> <p>2-1 監督事務の取扱い</p> <p>2-1-3 <u>監督部局間の連絡調整</u></p> <p><b>3 運用型信託会社</b></p> <p>3-2 免許申請書の審査に際しての留意事項</p> <p><u>3-2-6 その他</u></p> <p>3-5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p><u>3-5-9 本人確認、疑わしい取引の届出義務</u></p> <p><u>3-5-10 反社会的勢力による被害の防止</u></p> <p><b>5 管理型信託会社</b></p> <p>5-2 登録に際しての留意事項</p> <p><u>5-2-6 管理型信託会社の所管替えに係る留意事項</u></p> <p><u>5-2-7 その他</u></p> <p><b>6 管理型外国信託会社</b></p> <p>6-2 登録に際しての留意事項</p> <p><u>6-2-6 管理型外国信託会社の所管替えに係る留意事項</u></p> <p><b>10 信託契約代理店</b></p> <p>10-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p><u>10-4-4 本人確認、疑わしい取引の届出</u></p> <p><u>10-4-5 反社会的勢力による被害の防止</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(本編)

旧	新
<p><b>1 基本的考え方</b></p> <p>1-2 <u>監督に当たっての基本的考え方</u></p> <p>(新設)</p> <p>1-4 <u>財務局、検査部局との適切な連携の確保</u></p> <p>1-4-1 <u>金融庁・各財務局間の連携</u>            監督事務は効率的・効果的に行われる必要があることから、金融庁、各財務局間において適切に連携を図り、信託会社等に関する情報等を共有していくことが重要である。</p>	<p><b>1 基本的考え方</b></p> <p>1-2 <u>監督に当たっての基本的考え方</u></p> <p><u>(5) 信託契約代理店の監督に当たっては、信託契約代理店への監督の重要性もさることながら、信託業法施行規則（平成 16 年内閣府令第 107 号。以下「規則」という。）第 40 条第 3 項の規定に鑑み、所属信託会社及び所属信託兼営金融機関（以下「所属信託会社等」という。）に対する監督に重点を置き、まずは所属信託会社等への監督を通じて、信託契約代理店が営む信託契約代理業に係る業務の健全かつ適切な運営が確保されるよう監督を行う必要がある。</u></p> <p>1-4 <u>財務局、検査部局との適切な連携の確保</u></p> <p>1-4-1 <u>金融庁・各財務局間の連携</u>            監督事務は効率的・効果的に行われる必要があることから、金融庁、各財務局間において適切に連携を図り、信託会社等に関する情報・問題意識等を共有していくことが重要である。  <u>特に、信託契約代理店と所属信託会社等の監督事務を効率的・効果的に行うには、当該信託契約代理店及び当該所属信託会社等を監督する部局間の密接な連携及び情報・問題意識の共有が重要である。</u></p>
<p><b>2 事務の取扱いに関する一般的事項</b></p> <p>2-1 <u>監督事務の取扱い</u></p> <p>2-1-1 <u>金融庁進達事項の処理</u>  <u>信託業法施行規則（平成 16 年内閣府令第 107 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項の規定により、法第 3 条の免許申請者から財務局に対し、</u></p>	<p><b>2 事務の取扱いに関する一般的事項</b></p> <p>2-1 <u>監督事務の取扱い</u></p> <p>2-1-1 <u>金融庁進達事項の処理</u>  <u>規則第 5 条第 1 項の規定により、法第 3 条の免許申請者から財務局に対し、免許の申請があったとき、又は規則第 104 条の規定により、信託会</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(本編)

旧	新
<p>免許の申請があったとき、又は規則第 104 条の規定により、信託会社から財務局に対し、信託業法施行令（平成 16 年政令第 427 号。以下「令」という。）第 27 条の規定において金融庁長官の権限のうち財務局長（福岡財務支局長を含む。以下同じ。）へ委任されている権限以外の権限に係る認可等の申請があったときは、事情を調査の上、財務局の意見を付して、監督局長に進達するものとする。</p> <p>2-1-3 財務局長間の連絡調整</p> <p>(1) <u>財務局長（運用型外国信託会社に係るものあっては金融庁長官）は、信託会社又は外国信託会社の免許（登録）申請書に記載されている営業所のうち、他の財務局長が管轄する区域に所在するものがある場合には、免許（登録）後、速やかに免許（登録）申請書の写しの「本店その他の営業所の名称及び所在地」を記載した面を当該営業所の所在地を管轄する財務局長に送付するものとする。金融庁長官又は財務局長が、他の財務局長が管轄する区域における信託会社又は外国信託会社の営業所の設置、位置の変更、名称の変更、廃止に係る届出書を受理した場合（本庁監理管理型信託会社に係るものにあつては、5-2-3(4)③の規定により金融庁から変更面の送付があった場合）においても同様とする。</u></p> <p>(2) <u>金融庁長官又は財務局長は、管轄する信託会社又は外国信託会社の免許若しくは登録を取り消した場合、又は管轄する信託会社又は外国信託会社の他の財務局長が管轄する区域に所在する営業所に係る業務の全部若しくは一部の停止の処分をした場合は、速やかに当該営業所の所在地を管轄する財務局長にその処分内容を連絡するものとする。</u></p> <p>(3) <u>財務局長は、法第 17 条第 1 項及び第 19 条（これらの規定を法第 20 条において準用する場合を含む。）の規定による主要株主関係の届出</u></p>	<p>社から財務局に対し、信託業法施行令（平成 16 年政令第 427 号。以下「令」という。）第 27 条の規定において金融庁長官の権限のうち財務局長（福岡財務支局長を含む。以下同じ。）へ委任されている権限以外の権限に係る認可等の申請があったときは、事情を調査の上、財務局の意見を付して、監督局長に進達するものとする。</p> <p>2-1-3 監督部局間の連絡調整</p> <p>(1) <u>財務局（運用型外国信託会社に係るものあっては金融庁）は、信託会社又は外国信託会社の免許（登録）申請書に記載されている営業所のうち、他の財務局が管轄する区域に所在するものがある場合には、免許（登録）後、速やかに免許（登録）申請書の写しの「本店その他の営業所の名称及び所在地」を記載した面を当該営業所の所在地を管轄する財務局に送付するものとする。金融庁又は財務局長が、他の財務局長が管轄する区域における信託会社又は外国信託会社の営業所の設置、位置の変更、名称の変更、廃止に係る届出書を受理した場合（本庁監理管理型信託会社に係るものにあつては、5-2-3(4)③の規定により金融庁から変更面の送付があった場合）においても同様とする。</u></p> <p>(2) <u>金融庁又は財務局は、管轄する信託会社等に対して、業務改善命令並びに免許若しくは登録の取消し及び業務停止命令その他監督上の処分をした場合は、速やかに当該信託会社等の営業所及び信託契約代理店の所在地を管轄する財務局にその処分内容を連絡するものとする。また、管轄する信託契約代理店に対して、業務改善命令及び監督上の処分をした場合にあっては、速やかに当該信託契約代理店の所属信託会社等の監督部局にその処分内容を情報提供するものとする。</u>  <u>（注）情報提供に当たっては、その方法を問わず、速やかに行うよう努めることとする。</u></p> <p>(3) <u>財務局は、法第 17 条第 1 項及び第 19 条（これらの規定を法第 20 条において準用する場合を含む。）の規定による主要株主関係の届出</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(本編)

旧	新
<p>を受理した場合には、当該届出書の写しを信託会社の本店の所在地を管轄する<u>財務局長</u>（当該信託会社が本庁監理会社の場合には、<u>金融庁長官</u>）へ速やかに送付するものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>(4) その他、令第 20 条から第 24 条までの規定により委任された権限の行使に当たっては、他の<u>財務局長</u>及び<u>金融庁長官</u>との十分な連携を図るものとする。</p>	<p>を受理した場合には、当該届出書の写しを信託会社の本店の所在地を管轄する<u>財務局</u>（当該信託会社が本庁監理会社の場合には、<u>金融庁</u>）へ速やかに送付するものとする。</p> <p>(4) <u>信託契約代理店又は所属信託会社等の監督部局は、信託契約代理業の登録申請がなされた（又は申請する意向を把握した）場合や、信託契約代理業の登録申請者・所属信託会社等・信託契約代理店の内部管理態勢や信託契約代理店又は当該登録申請者に対する所属信託会社等の指導管理態勢等に問題が認められる場合などには、速やかに申請等の内容や問題の状況等を関係する監督部局に情報提供し、これを受けた監督部局は必要に応じ申請者・所属信託会社等の内部管理態勢、信託契約代理店又は申請者に対する所属信託会社等の指導管理態勢等を確認することとする。このほか所属信託会社及び信託契約代理店の監督に参考となる情報を把握した場合には、関係する監督部局に情報提供し、又は意見を求めるなど、密接な連携に努めるものとする。</u>  <u>（注）情報提供に当たっては、その方法を問わず、速やかに行うよう努めることとする。</u></p> <p>(5) その他、令第 20 条から第 24 条までの規定により委任された権限の行使に当たっては、他の<u>財務局</u>及び<u>金融庁</u>との十分な連携を図るものとする。</p>
<p><b>3 運用型信託会社</b></p> <p>3-1 行政報告</p> <p>(2) 財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。</p> <p>① <u>法第 6 条及び第 13 条第 1 項の規定による認可</u></p> <p>② <u>法第 18 条（法第 20 条において準用する場合を含む。）の規定による命令</u></p>	<p><b>3 運用型信託会社</b></p> <p>3-1 行政報告</p> <p>(2) 財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。</p> <p>① <u>法第 6 条の規定による資本金の減少の認可</u></p> <p>② <u>法第 11 条第 4 項の規定による供託の命令</u></p> <p>③ <u>法第 13 条第 1 項の規定による業務方法書の変更の認可</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(本編)

旧	新
<p>③ <u>法第 21 条第 2 項及び第 4 項の規定による承認</u></p> <p>④ <u>法第 41 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 4 項並びに規則第 48 条第 1 項（第 5 号及び第 10 号に係る部分に限る。）の規定による届出の受理</u></p> <p>⑤ <u>法第 42 条第 1 項(法第 50 条第 3 項において準用する場合を含む。)及び第 2 項の規定による報告及び資料の提出の命令</u></p> <p>⑥ <u>法第 43 条及び第 44 条第 2 項の規定による命令</u></p> <p>⑦ <u>法第 44 条第 1 項の規定による業務の全部又は一部の停止命令</u></p> <p>⑧ <u>法第 49 条第 1 項及び第 2 項の規定による請求並びに法第 50 条第 2 項の規定による意見の陳述</u></p>	<p>④ <u>法第 16 条第 1 項の規定による取締役の兼職の承認</u></p> <p>⑤ <u>法第 18 条（法第 20 条において準用する場合を含む。）の規定による主要株主に対する措置命令</u></p> <p>⑥ <u>法第 21 条第 2 項の規定による兼業の承認</u></p> <p>⑦ <u>法第 21 条第 4 項の規定による兼業業務の業務方法書の変更の承認</u></p> <p>⑧ <u>法第 41 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 4 項並びに規則第 48 条第 1 項（第 5 号及び第 10 号に係る部分に限る。）の規定による届出の受理</u></p> <p>⑨ <u>法第 42 条第 1 項(法第 50 条第 3 項において準用する場合を含む。)から第 3 項までの規定による報告及び資料の提出の命令</u></p> <p>⑩ <u>法第 43 条の規定による業務改善命令</u></p> <p>⑪ <u>法第 50 条第 2 項の規定による意見の陳述</u></p>
<p>3-2 <u>免許申請書の審査に際しての留意事項</u></p>	<p>3-2 <u>免許申請書の審査に際しての留意事項</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>3-2-6 <u>その他</u></p> <p>(1) <u>主要株主の届出に係る留意事項</u></p> <p>① <u>免許を受けたときに、法第 5 条第 5 項に規定する主要株主である者は、法第 17 条第 1 項に規定する対象議決権保有届出書を、遅滞なく提出しなければならないことに留意する。</u></p> <p>② <u>法第 17 条第 2 項に掲げる「主要株主が法第 5 条第 2 項第 9 号及び第 10 号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面」には、同号のいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、法第 18 条に掲げる当該信託会社の主要株主でなくなるための措置命令の対象となること及び法第 96 条第 2 号の規定による罰則の適用があり得ることを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</u></p> <p>③ <u>規則第 27 条第 3 項第 1 号の住民票の抄本には、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。</u></p> <p>イ <u>住所</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(本編)

旧	新
<p>3-5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>(新設)</p>	<p> <u>ロ</u> 氏名  <u>ハ</u> 生年月日  <u>ニ</u> 本籍         </p> <p>3-5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>3-5-9 本人確認、疑わしい取引の届出義務</p> <p>(1) 意義</p> <p>① 総論</p> <p><u>公共性を有し、経済的に重要な機能を営む信託会社が、例えば総会屋利益供与事件、いわゆるヤミ金融等の組織犯罪等に関与し、あるいは利用されることはあってはならないことである。信託会社が犯罪組織に利用され犯罪収益の拡大に貢献すること等を防ぐには、全社的に堅牢な法務コンプライアンス体制を構築する必要があるが、特に、犯収法に基づく本人確認、及び「疑わしい取引」の届出に関する内部管理態勢を構築することが重要である。</u></p> <p>② 「犯収法」制定の経緯</p> <p><u>イ 我が国における反社会的勢力による民事介入暴力等の組織犯罪への対応策の変遷をみると、昭和57年に総会屋への利益提供を禁止する改正商法が施行され、平成4年には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が施行される等の法制整備等が積み重ねられてきたところである。</u></p> <p><u>ロ また、国際的な資金洗浄(マネー・ローンダリング)規制の変遷をみると、昭和63年の国連・麻薬新条約の採択等を契機として、まず薬物犯罪収益等が対象とされ、金融機関に本人確認や疑わしい取引の届出が求められるようになった。その後、冷戦終結後の国際情勢の変化に対応し、国際社会の関心も組織犯罪撲滅へと拡大し、資金洗浄規制の前提犯罪も、薬物犯罪から重大犯罪に拡大された。</u></p> <p><u>ハ こうした情勢下、我が国の代表的な銀行を含む一連の総会屋への利益提供事件の発覚を受け、平成9年9月に関係閣僚会議において「いわゆる総会屋対策要綱」の申し合わせがなされた。</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(本編)

旧	新
	<p><u>この中で、当面の対応策に加え、「組織犯罪対策のための刑事法の検討」が取り上げられ、検討が進められた結果、平成12年2月から組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組犯法」という。）が施行されている。</u></p> <p><u>ニ 他方、平成13年9月の米国の同時多発テロ以降の、テロリズムへの資金供与に関する国際的な厳しい対応姿勢を受け、テロリズムに対する資金供与の疑いがある取引についても組犯法の「疑わしい取引」の届出対象に含められるとともに、平成15年1月から、新たに「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」（以下「本人確認法」という。）が施行された。</u></p> <p><u>ホ その後、改正信託業法の施行により、信託業の担い手が拡大され、平成16年12月には信託会社が、平成19年9月には法第50条の2第1項の登録を受けた者が、組犯法及び本人確認法の適用を受ける金融機関等に加えられた。</u></p> <p><u>ヘ さらに、近年におけるテロ資金その他の犯罪収益の流通に係る国内の実態及びF A T F勧告に基づく国際的な対策強化の動向にかんがみ、本人確認法及び組犯法第5章を母体として、本人確認及び「疑わしい取引」の届出の義務対象事業者を金融機関等以外にも広げること等を定めた犯収法の規定が、平成20年3月から新たに施行されることとなった。</u></p> <p><u>③ 我が国の組織犯罪規制の概要と金融機関等のコンプライアンスについての意義</u></p> <p><u>イ 我が国の組織犯罪規制は、組犯法における組織的な犯罪に対する刑の加重、犯罪収益の隠匿・收受の処罰（金融機関等にも適用）及び犯罪収益の没収・追徴の規定等並びに犯収法における金融機関等を含めた特定事業者に対する顧客等に対する本人確認及び「疑わしい取引」の届出の義務付け等からなる（なお、平成15年1月から施行されている改正外為法においても、一定の本人確認義務が課されていることにも留意する必要がある。）。</u></p> <p><u>ロ 組犯法及び犯収法は、組織的犯罪に対する刑事法としての意義、及びテロ資金の供与や国際的な資金洗浄（マネー・ローンダリング）規制の要請に適う国内実施法制としての意義があるが、金融</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(本編)

旧	新
	<p><u>機関等にとっては、</u></p> <p>a <u>顧客等の本人確認・取引記録の作成・保存義務は、テロ資金の供与やマネー・ローンダリングが金融機関等を通じて行われることの防止に資する金融機関等の顧客管理体制の整備の促進であり、「テロ資金の供与やマネー・ローンダリングの防止」を単なる「本人確認」等の事務手続きの問題からコンプライアンスの問題(金融機関等が犯罪組織に利用され犯罪収益の拡大に貢献することを防ぐための態勢整備)へと位置付け直すとともに、</u></p> <p>b <u>いわゆる総会屋への対応等を含め、民事介入暴力・組織犯罪に対する全社的なコンプライアンス態勢を構築することが必要になった</u></p> <p><u>という点で極めて重要な意義を有するものである。</u></p> <p><u>ハ 金融機関等においては、犯収法が広く組織犯罪一般に対する厳正な対応を義務付ける枠組みであることを真剣に受け止め、万全の態勢を構築する必要がある。</u></p> <p>④ <u>金融サービス悪用防止についての意義</u>  <u>各金融機関等が、犯収法により義務付けられた本人確認等や疑わしい取引の届出を的確に実施しうる内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの悪用を防止し、我が国金融システムに対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。</u></p> <p>(2) <u>主な着眼点</u>  <u>信託会社の業務に関して、犯収法による本人確認及び疑わしい取引の届出を行うに当たっては、テロ資金供与やマネー・ローンダリングといった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</u>  <u>なお、信託会社に求められる態勢は、当該信託会社が行う業務の規模、特性により異なることに留意するものとする。</u></p> <p>① <u>「本人確認」や「疑わしい取引の届出」を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。</u>  <u>特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の点を十分留意しているか。</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(本編)

旧	新
	<p>イ <u>適切な従業員採用方針や顧客受入方針を有しているか。</u></p> <p>ロ <u>コレスポンド銀行やカस्टディアンとの取引に係る契約について、顧客基盤、業務内容、現地における監督体制、架空銀行(いわゆるシェルバンク)等でないこと及び架空銀行等との取引を行っていないことの確認等を通じて、コレスポンド銀行等を適正に評価した上で、上級管理職による意思決定を含め、取引の可否を適切に判断する態勢が整備されているか。</u></p> <p>ハ <u>「本人確認」や「疑わしい取引の届出」を含む顧客管理方法について、マニュアル等の作成・従業員に対する周知が行われるとともに、従業員がその適切な運用が可能となるように、適切かつ継続的な研修が行われているか。</u></p> <p>ニ <u>「本人確認」や「疑わしい取引」の検出を含め、従業員が発見した組織的犯罪による金融サービスの悪用に関連する事案についての適切な報告態勢(方針・方法・情報管理体制等)が整備されているか。</u></p> <p>ホ <u>本人確認や顧客管理の中で、公的地位等の顧客属性に照らして、問題等が認められた顧客等や取引等について、上級管理職による意思決定を含め適正に管理・対応するための態勢を有しているか。</u></p> <p>ヘ <u>「本人確認」や「疑わしい取引の届出」を含めた顧客管理を的確に行うため、管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のコンプライアンス担当者を配置しているか。</u>  <u>また、信託財産を不正な手段や不適切な仕組み等を使って国内外で隠匿・移管させる取引など、マネー・ローンダリングやテロ資金の供与が疑われる取引を審査・検証する経験者の配置、並びに営業部署等の不正な関与を抑止・けん制することが可能な態勢が構築されているか。</u></p> <p>ト <u>信託契約代理店を通じて信託引受を行なう信託会社においては、「本人確認」や「疑わしい取引の届出」の的確な実施、組織犯罪等の利用防止及び信託取引からの排除の実効性を確保するために、当該信託契約代理店と連携する態勢となっているか。</u></p> <p>② <u>「疑わしい取引の届出」を行うに当たって、顧客等の属性、取引</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(本編)

旧	新
	<p><u>時の状況その他信託会社の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案する等適切な検討・判断が行われる態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>特に、「疑わしい取引の届出」のための態勢整備に当たっては、以下の点を十分留意しているか。</u></p> <p><u>イ 顧客等の資産背景、資金源泉、取引関係者等の相互関係、並びに、個別に取り組みされる金融取引等の真の取引目的や取引背景を的確かつ十分に把握し、本人確認事務の確実な実行と、顧客等及び取引等の適否について十分な審査が適時・適切に行われる態勢となっているか。</u></p> <p><u>特に、資産の流動化・証券化取引に信託が用いられる場合には、単に委託者の本人確認にとどまらず、スキームのアレンジャー、委託者から委任を受けた指図権者、委託者又は受益者の指名により信託業務を委託される第三者及び受益者といった信託スキームの関係者の相互関係、受託財産の取得経緯や信託の利用目的、契約の内容等も総合的に勘案し、当該信託スキームが組織犯罪等に利用されるものではないことを確認・検証する態勢となっているか。</u></p> <p><u>ロ 信託会社の行っている業務内容・業容に応じて、システム、マニュアル等により、疑わしい顧客等や取引等を検出・監視・分析する態勢が構築されているか。また、当該態勢整備に当たっては、国籍（例：F A T Fが公表するマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域）、公的地位、顧客が行っている事業等の顧客属性や、外為取引と国内取引との別、顧客属性に照らした取引金額・回数等の取引態様が十分考慮されているか。</u></p> <p><u>例えば、信託財産の移転や信託受益権の譲渡には犯罪収益の移転に寄与するリスクが伴うことを踏まえ、信託受益権の額の多寡や受益者の属性等に照らして、受益者の検出等を行なう態勢となっているか。</u></p> <p>③ <u>信託会社が過去に取得した本人確認情報について信憑性・妥当性に疑いが生じた場合、あるいは、取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いがある場合等には、本人確認書類の再提出を求める</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(本編)

旧	新
<p>3-5-9 反社会的勢力による被害の防止 (略)</p> <p><b>5 管理型信託会社</b></p> <p><b>5-1 行政報告</b></p> <p>(1) <u>財務局長は、法第9条第1項の登録した信託会社が本庁監理会社に指定された場合は、速やかに登録申請書及び添付書類の写しを監督局長へ送付するものとする。本庁監理会社について登録の更新をした場合も同様とする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。</p> <p>① 法第10条第1項の規定による登録及び登録の更新の拒否</p>	<p><u>などして、本人確認の再確認を行う態勢が整備されているか。</u> <u>また、問題等が認められた顧客等や取引等を適正に管理・対応する態勢が整備されているか。</u></p> <p>(3) <b>監督手法・対応</b> <u>検査結果、不祥事件等届出書等により、上記(2)①～③の着眼点等に照らして、本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務を確実に履行するための内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ法第42条に基づき報告(追加の報告を含む。)を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第43条に基づき、業務改善命令の発出を検討するものとする。</u> <u>また、法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分違反し、又は公益を害する行為をしたと認められる場合には、法第44条に基づく業務の一部停止命令の発出を検討するものとする。</u></p> <p>3-5-10 反社会的勢力による被害の防止 (略)</p> <p><b>5 管理型信託会社</b></p> <p><b>5-1 行政報告</b></p> <p>(削除)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。</p> <p>① <u>法第9条第1項の規定による登録(法第7条第3項の登録の更新を含み、法第12条第3項の変更の登録を除く。)(本庁監理会社の場合に限る。)</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(本編)

旧	新
<p>② 法第 43 条及び第 45 条第 2 項の規定による命令</p> <p>③ 法第 45 条第 1 項の規定による登録の取消及び業務の全部又は一部の停止命令</p> <p>④ 3-1(2)②から⑤まで及び⑧に掲げる事項</p> <p>5-2 登録に際しての留意事項</p> <p>5-2-3 登録の手続き(登録の更新の手続きを含む。)</p> <p>(1) 登録番号の取扱い</p> <p>④ 登録番号を別紙様式 17 による管理型信託会社登録番号台帳により管理するものとする。</p> <p>(4) 管理型信託会社登録簿</p> <p>③ 本庁監理信託会社から登録申請書記載事項に係る変更届出書の提出があった場合には、本庁は 1 ヶ月分を取りまとめて翌月 20 日までに、当該信託会社の登録を行った財務局に対して登録申請書の変更面を送付するものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>② 法第 10 条第 1 項の規定による登録(法第 7 条第 3 項の登録の更新を含む。)の拒否</p> <p>③ 法第 45 条第 1 項の規定による登録の取消し及び業務の全部又は一部の停止命令</p> <p>④ 法第 45 条第 2 項の規定による取締役等の解任命令</p> <p>⑤ 法第 49 条第 1 項の規定により読み替えて適用する信託法第 58 条第 4 項の規定による受託者解任の申立</p> <p>⑥ 3-1(2)②、④、及び⑥から⑩までに掲げる事項(ただし、④、⑥及び⑦は、承認をしなかった場合に限る。)</p> <p>5-2 登録に際しての留意事項</p> <p>5-2-3 登録の手続き(登録の更新の手続きを含む。)</p> <p>(1) 登録番号の取扱い</p> <p>④ 登録番号は別紙様式 16 により管理するものとする。</p> <p>(4) 管理型信託会社登録簿</p> <p>③ 本庁は、本庁監理会社から登録申請書記載事項に係る変更届出書の提出があった場合には、遅滞なく当該本庁監理会社の登録を行なった財務局に対して登録申請書の変更面及び添付書類を送付するものとする。</p> <p>5-2-6 管理型信託会社の所管替えに係る留意事項</p> <p>(1) 財務局から金融庁に所管替えがあった場合</p> <p>財務局長は、法第 9 条第 1 項の登録(法第 7 条第 3 項の登録の更新を含む。)を行なった信託会社が本庁監理会社に指定された場合には、速やかに管理型信託会社登録簿のうち当該信託会社に係る部分その他の書類の写しを金融庁長官に送付するものとする。</p> <p>(注)「その他の書類」具体例については、5-2-5(1)を参照のこと。</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(本編)

旧	新
<p>(新設)</p> <p><b>6 管理型外国信託会社</b></p> <p><b>6-1 行政報告</b></p> <p>(新設)</p> <p>財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。</p> <p>① <u>法第 54 条第 9 項及び第 56 条第 3 項の規定による登録及び法第 54 条第 2 項において準用する法第 7 条第 3 項の登録の更新</u></p> <p>② <u>第 54 条第 6 項の規定による登録及び登録の更新の拒否</u></p> <p>③ <u>法第 58 条第 1 項の規定による報告及び資料の提出の命令</u></p>	<p>(2) <u>金融庁から財務局に所管替えがあった場合</u>  <u>上記(1)に準じるものとする。この場合において、これらの規定中「財務局長」とあるのは「金融庁長官」と、「信託会社が本庁監理会社に指定された」とあるのは「信託会社の本庁監理会社の指定を解除した」と読み替えるものとする。</u></p> <p><b>5-2-7 その他</b></p> <p>(1) <u>主要株主の届出に係る留意事項</u>  <u>3-2-6に準じるものとする。</u></p> <p><b>6 管理型外国信託会社</b></p> <p><b>6-1 行政報告</b></p> <p>(1) <u>財務局長は、各四半期末現在における管理型外国信託会社の状況について、別紙様式 17 により各四半期末の翌月 20 日までに監督局長へ報告するものとする。</u></p> <p>(2) 財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。</p> <p>① <u>法第 54 条第 9 項の規定による登録（法第 54 条第 2 項において準用する法第 7 条第 3 項の登録の更新を含み、法第 56 条第 3 項の変更の登録を除く。）（本庁監理会社の場合に限る。）</u></p> <p>② <u>法第 54 条第 6 項の規定による登録（法第 54 条第 2 項において準用する法第 7 条第 3 項の登録の更新を含む。）の拒否</u></p> <p>③ <u>法第 58 条第 1 項の規定による報告及び資料の提出の命令</u></p> <p>④ <u>法第 60 条第 1 項の規定による登録の取消し及び業務の全部又は一部の停止命令</u></p> <p>⑤ <u>法第 60 条第 2 項の規定による代表者等の解任命令</u></p> <p>⑥ <u>法第 61 条において準用する法第 49 条第 1 項の規定により読み替</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(本編)

旧	新
<p>6-2 登録に際しての留意事項</p> <p>6-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。） 5-2-3に準じるものとする。ただし、管理型外国信託会社登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。</p> <p>・〇〇財務局長（外信〇）第〇〇号</p> <p>なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>7 自己信託</p> <p>7-1 行政報告</p> <p>(2) 財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。</p> <p>① 法第50条の2第6項の規定による登録及び登録の更新の拒否</p> <p>② 法第50条の2第12項において準用する法第41条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第4項並びに規則第48条第1項（第5号</p>	<p>えて適用する信託法第58条第4項の規定による受託者解任の申立</p> <p>⑦ 法第62条第2項において準用する法第50条第2項の規定による意見陳述</p> <p>⑧ 3-1(2)②及び⑩に掲げる事項</p> <p>6-2 登録に際しての留意事項</p> <p>6-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。） 5-2-3に準じるものとする。ただし、登録番号は別紙様式20により管理するものとし、管理型外国信託会社登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。</p> <p>・〇〇財務局長（外信〇）第〇〇号</p> <p>6-2-6 管理型外国信託会社の所管替えに係る留意事項 5-2-6に準じるものとする。この場合において、これらの規定中「管理型信託会社登録簿」とあるのは「管理型外国信託会社登録簿」と読み替えるものとする。</p> <p>7 自己信託</p> <p>7-1 行政報告</p> <p>(2) 財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。</p> <p>① 法第41条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第4項並びに規則第48条第1項（第5号に係る部分に限る。）の規定による届出の受理</p> <p>② 法第50条の2第6項の規定による登録（法第50条の2第2項において準用する法第7条第3項の登録の更新を含む。）の拒否</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(本編)

旧	新
<p>に係る部分に限る。)の規定による届出の受理</p> <p>③ 法第50条の2第12項において準用する法第42条第1項及び第2項の規定による報告書及び資料の提出命令</p> <p>④ 法第50条の2第12項において準用する法第43条及び第45条第2項の規定による命令</p> <p>⑤ 法第50条の2第12項において準用する法第45条第1項の規定による登録の取消及び業務の全部又は一部の停止命令</p> <p>⑥ 法第50条の2第12項において準用する法第49条第1項及び第3項の規定による請求</p> <p>7-2 登録に際しての留意事項</p> <p>7-2-3 登録の手続き(登録の更新の手続きを含む。)</p> <p>5-2-3に準じるものとする。ただし、自己信託登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。</p> <p>・〇〇財務局長(自信〇)第〇〇号</p> <p>なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p>	<p>③ 3-1(2)②及び⑨から⑪に掲げる事項</p> <p>④ 5-1(2)③から⑤に掲げる事項</p> <p>7-2 登録に際しての留意事項</p> <p>7-2-3 登録の手続き(登録の更新の手続きを含む。)</p> <p>5-2-3に準じるものとする。ただし、登録番号は別紙様式17により管理するものとし、自己信託登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。</p> <p>・〇〇財務局長(自信〇)第〇〇号</p> <p>9 特定大学技術移転事業承認事業者(承認TLO)</p>
<p>9 特定大学技術移転事業承認事業者(承認TLO)</p> <p>9-1 行政報告</p> <p>(2) 財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。</p> <p>① 法第52条第2項において準用する法第10条第1項の規定による登録の拒否</p> <p>② 法第41条第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第4項並びに規則第48条第1項(第5号に係る部分に限る。)の規定による届出の受理</p> <p>③ 法第42条第1項(法第50条第3項において準用する場合を含む。)</p>	<p>9-1 行政報告</p> <p>(2) 財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。</p> <p>① 法第42条第1項(法第50条第3項において準用する場合を含む。)及び第3項の規定による報告及び資料の提出の命令</p> <p>② 法第52条第2項において準用する法第10条第1項の規定による登録の拒否</p> <p>③ 3-1(2)②、⑥、⑦、⑩及び⑪に掲げる事項(ただし、⑥及び⑦は、承認しなかった場合に限る。)</p> <p>④ 5-1(2)③及び④に掲げる事項</p> <p>⑤ 7-1(2)①に掲げる事項</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(本編)

旧	新
<p><u>の規定による報告及び資料の提出の命令</u>  <u>④ 3-1(2)③及び⑧に掲げる事項</u>  <u>⑤ 5-1(3)②及び③に掲げる事項</u></p> <p><u>9-2 登録に際しての留意事項</u></p> <p>9-2-2 登録の手続き</p> <p>5-2-3 (5-2-3(1)②を除く。)に準じるものとする。ただし、特定大学技術移転事業承認事業者登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。          ・〇〇財務局長(特信)第〇〇号</p> <p><u>なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</u></p> <p>9-5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>3-5 (3-5-1 及び 3-5-7、3-5-8を除く。)及び5-5-1に準じるほか、以下の点に留意するものとする。</p>	<p><u>9-2 登録に際しての留意事項</u></p> <p>9-2-2 登録の手続き</p> <p>5-2-3 (5-2-3(1)②を除く。)に準じるものとする。ただし、<u>登録番号は別紙様式 22 により管理するものとし、特定大学技術移転事業承認事業者登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。</u>          ・〇〇財務局長(特信)第〇〇号</p> <p>9-5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>3-5 (3-5-1、3-5-7、3-5-8 及び 3-5-9を除く。)及び5-5-1に準じるほか、以下の点に留意するものとする。</p>
<p><b>10 信託契約代理店</b></p> <p><u>10-1 行政報告</u></p> <p>財務局長は、各四半期末現在における信託契約代理店の状況について、別紙様式 23 により各四半期末の翌月 20 日までに監督局長へ報告することとする。</p> <p>(新設)</p>	<p><b>10 信託契約代理店</b></p> <p><u>10-1 行政報告</u></p> <p>(1) 財務局長は、各四半期末現在における信託契約代理店の状況について、別紙様式 23 により各四半期末の翌月 20 日までに監督局長へ報告することとする。</p> <p>(2) <u>財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。</u></p> <p>① <u>法第 70 条の規定による登録の拒否</u>          ② <u>法第 80 条第 1 項の規定による報告及び資料の提出の命令</u>          ③ <u>法第 81 条の規定による業務改善命令</u>          ④ <u>法第 82 条第 1 項の規定による登録の取消し及び業務の全部又は</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(本編)

旧	新
<p><u>10-2 登録に際しての留意事項</u></p> <p>10-2-3 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項 3-2-1(1)から(3)まで及び(5)から(7)までに掲げる事項に準じるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 法第68条第2項第1号に掲げる「第70条第1号又は第2号に該当しないことを誓約する書面」には、同条第1号又は第2号に該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、法第82条第1項第2号に掲げる登録取消し事由に該当すること及び法第91条第6号の規定による罰則の適用があり得ることを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p>10-2-4 登録の手続き 5-2-3(5-2-3(1)②を除く。)に準じるものとする。ただし、信託契約代理店登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。</p> <p>・〇〇財務局長(代信)第〇〇号 なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p><u>10-3 監督に係る事務処理上の留意事項</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>一部の停止命令</u> ⑤ <u>法第82条第2項の規定による役員解任命令</u></p> <p><u>10-2 登録に際しての留意事項</u></p> <p>10-2-3 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項 3-2-1(1)から(3)まで及び(5)から(7)までに掲げる事項に準じるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 法第68条第2項第1号に掲げる「第70条第1号又は第2号に該当しないことを誓約する書面」には、同条第1号又は第2号に該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、法第82条第1項第2号に掲げる登録取消し事由に該当すること及び法第91条第7号の規定による罰則の適用があり得ることを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p>10-2-4 登録の手続き 5-2-3(5-2-3(1)②を除く。)に準じるものとする。ただし、<u>登録番号は別紙様式23により管理するものとし、信託契約代理店登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。</u></p> <p>・〇〇財務局長(代信)第〇〇号</p> <p><u>10-3 監督に係る事務処理上の留意事項</u></p> <p><u>信託契約代理店の監督に当たっては、まず所属信託会社等に対する監督を基本とする。また、信託契約代理店の監督に係る一般的な事務処理の流れを示すと別紙のとおりである。</u></p> <p><u>10-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(本編)

旧	新
<p>10-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 (新設)</p> <p>10-4-4 反社会的勢力による被害の防止 3-5-9に準じるものとする。</p> <p>11 信託兼営金融機関関係</p> <p>11-1 信託兼営金融機関の監督事務の取扱い</p> <p>11-1-2 行政報告 財務局長は、次に掲げる委任事項についての行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。</p> <p>① 兼営法第3条及び第5条の規定による認可 ② 兼営法第2条第1項において準用する法第42条第1項及び第2項の規定による報告又は資料の提出の命令 ③ 兼営法第9条の規定による命令 ④ 兼営法第10条の規定による信託業務の停止命令</p>	<p>10-4-4 本人確認、疑わしい取引の届出 <u>犯収法上の本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務は、信託会社に課せられているが、所属信託会社等から委任を受けて信託契約代理店が本人確認を行なっている場合には、所属信託会社等と同様に適切に行なう必要があることから、3-5-9に準じるものとする。</u></p> <p>10-4-5 反社会的勢力による被害の防止 3-5-10に準じるものとする。</p> <p>11 信託兼営金融機関関係</p> <p>11-1 信託兼営金融機関の監督事務の取扱い</p> <p>11-1-2 行政報告 財務局長は、次に掲げる委任事項についての行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。</p> <p>① <u>兼営法第3条の規定による業務方法書の変更の認可</u> ② <u>兼営法第5条の規定による定型的信託契約約款の変更の認可</u> ③ <u>兼営法第2条第1項において準用する法第11条第4項の規定による供託の命令</u> ④ <u>兼営法第2条第1項において準用する法第42条第1項及び第2項の規定による報告又は資料の提出の命令</u> ⑤ <u>兼営法第9条の規定による業務方法の変更等の命令(信託業務の全部又は一部の停止の命令を除く。)</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(別紙)

旧	新
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <h3 style="text-align: center;">信託契約代理店に係る監督事務の流れ</h3> <p>○ 信託契約代理店の監督に当たっては、まずは所属信託会社に対する監督を基本とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>情報の収集・分析、所属信託会社等を通じた問題点の把握</b></p> <p>(1)情報の収集・分析 (監督上参考となる情報の具体例)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 所属信託会社等からの各種届出(信託契約代理店に関する不祥事件届出等)</li> <li>② 所属信託会社等に対する検査結果(信託契約代理店に対する業務指導等の状況)</li> <li>③ 所属信託会社等に対するヒアリング(信託契約代理店に対する業務指導、監査結果等)</li> <li>④ 信託契約代理店からの各種届出</li> <li>⑤ 信託契約代理店に対する検査結果</li> <li>⑥ 利用者からの苦情、投書等</li> <li>⑦ その他信託契約代理店の業務の健全かつ適切な運営を確保する上で参考となる情報</li> </ol> <p>(2)所属信託会社等を通じた問題点の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨機のヒアリング</li> <li>・必要に応じ報告徴求命令に基づく事実確認</li> </ul> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>信託契約代理店に対する問題点の把握</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じヒアリング</li> <li>・必要に応じ報告徴求命令に基づく事実確認</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>信託契約代理店に対する改善促進</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 信託契約代理店に対する問題点の指摘</li> <li>② 改善に向けた取組みの促進</li> <li>③ 必要に応じ以下の対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 改善方針に関する報告徴求命令</li> <li>- 業務改善命令、業務停止命令、登録の取消し等</li> </ul> </li> </ol> </div> </div> <div style="width: 45%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>所属信託会社等に対する改善促進</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 所属信託会社等に対する問題点の指摘</li> <li>② 改善に向けた取組みの促進</li> <li>③ 必要に応じ以下の対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 改善方針に関する報告徴求命令</li> <li>- 業務改善命令、業務停止命令等</li> </ul> </li> </ol> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>所属信託会社を通じた改善促進</b></p> </div> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>所属信託会社等を通じた(必要に応じ信託契約代理店に対する)フォローアップ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・問題点の改善状況のフォローアップ</li> <li>・なお改善が図られない場合には、更なる監督上の措置の検討</li> <li>・十分な改善措置が講じられたと認められた場合は、業務改善計画の履行状況の報告義務を解除</li> </ul> </div>

信託会社等に関する総合的な監督指針（別紙様式）

別紙様式9

運用型信託会社の状況

平成〇〇年〇〇月末現在  
 〇〇財務（支）局  
 （単位：百万円）

新

免許年月日	免許失効年月日	信託会社名	代表者名	本店所在地	電話番号	主な受託財産の種類	信託契約代理業務		信託受益権 売買等業務	他業の種類	信託財産残高	資本金の額	純資産額	備考
							信託業法	金商法						
(中略)														

(記載上の注意)

1. 免許年月日の早い順に記載すること。
2. 該当がない項目には「-」を記載すること。
3. 「信託契約代理業務」欄には、信託業法第2条第8項に係る登録、金融商品取引法第28条第2項第2号に係る登録を受けている場合に、登録年月日を記載すること。なお、当該信託契約代理業務を廃業等している場合には、登録年月日の下に登録抹消年月日を（ ）書きで記載すること。
4. 「信託受益権売買等業務」欄には、当該業務を行っている場合に、免許年月日又は業務方法書変更認可日を記載すること。なお、信託受益権売買等業務を廃業等している場合には、廃業等年月日を（ ）書きで記載すること。
5. 「他業の種類」欄には、法第21条第2項の承認を受けている業務の種類を記載し、併せて、承認を受けた年月日を（ ）書きで記載すること。
6. 「信託財産残高」、「資本金の額」及び「純資産額」欄には、直近の事業報告書の計数を記載すること。
7. 「備考」欄には、免許失効の事由及び監督上の措置など、監督上の参考事項を記載すること。

別紙様式9

運用型信託会社の状況

平成〇〇年〇〇月末日現在  
 〇〇財務（支）局

旧

信託会社名	免許年月日	資本金	主な受託財産の種類	信託財産残高	純資産額	信託契約代理業務		信託受益権 売買等業務	他業の内容
						信託業法	金商法		
		億円		億円	億円				
(中略)									

(記載上の注意)

1. 信託財産残高の多い順に記載すること。なお、該当がない項目には「-」を記載すること。
2. 「信託財産残高」及び「純資産額」欄には、直近の事業報告書の計数を記載すること。
3. 「信託契約代理業務」欄には、信託業法第2条第8項に係る登録、金融商品取引法第28条第2項第2号に係る登録を受けている場合に、登録年月日を記載すること。
4. 「信託受益権売買等業務」欄には、当該業務を行っている場合に、免許年月日又は業務方法書変更認可日を記載すること。
5. 「他業の種類」欄には、法第21条第2項の承認を受けている業務の種類を記載し、併せて、承認を受けた年月日を（ ）書きで記載すること。

信託会社等に関する総合的な監督指針（別紙様式）

別紙様式16

管 理 型 信 託 会 社 の 状 況

平成〇〇年〇〇月末現在  
 〇〇財務（支）局  
 （単位：百万円）

新

登録番号	登録年月日	登録抹消年月日	信託会社名	代表者名	本店所在地	電話番号	主な受託財産の種類	信託契約代理業務		信託受益権売買等業務	他業の種類	信託財産残高	資本金の額	純資産額	備考
								信託業法	金商法						
(中 略)															

(記載上の注意)

- 登録番号順に記載すること。
- 該当がない項目には「-」を記載すること。
- 「登録年月日」欄には、登録年月日の下に直近の登録更新年月日を（ ）書きで記載すること。
- 「信託契約代理業務」欄には、信託業法第2条第8項に係る登録、金融商品取引法第28条第2項第2号に係る登録を受けている場合に、登録年月日を記載すること。なお、当該信託契約代理業務を廃業等している場合には、登録年月日の下に登録抹消年月日を（ ）書きで記載すること。
- 「信託受益権売買等業務」欄には、当該業務の登録を受けている場合に、登録年月日を記載すること。なお、信託受益権売買等業務を廃業等した場合には、登録抹消年月日を（ ）書きで記載すること。
- 「他業の種類」欄には、法第21条第2項の承認を受けている業務の種類を記載し、併せて、承認を受けた年月日を（ ）書きで記載すること。
- 「信託財産残高」、「資本金の額」及び「純資産額」欄には、直近の事業報告書の計数を記載すること。
- 「備考」欄には、他の財務局からの移管の状況、登録抹消の事由及び監督上の措置など、監督上の参考事項を記載すること。

別紙様式16

管 理 型 信 託 会 社 の 状 況

平成〇〇年〇〇月末日現在  
 〇〇財務（支）局

旧

信託会社名	登録番号	登録年月日	登録更新年月日	資本金	主な受託財産の種類	信託財産残高	純資産額	信託契約代理業務		信託受益権売買等業務	他業の種類
								信託業法	金商法		
				億円		億円	億円				
(中 略)											

(記載上の注意)

- 信託財産残高の多い順に記載すること。なお、該当がない項目には「-」を記載すること。
- 「登録更新年月日」欄には、直近の登録更新年月日を記載すること。
- 「信託財産残高」及び「純資産額」欄には、直近の事業報告書の計数を記載すること。
- 「信託契約代理業務」欄には、信託業法第2条第8項に係る登録、金融商品取引法第28条第2項第2号に係る登録を受けている場合に、当初登録年月日を記載すること。
- 「信託受益権売買等業務」欄には、当該業務の登録を受けている場合に、当初登録年月日を記載すること。
- 「他業の種類」欄には、法第21条第2項の承認を受けている業務の種類を記載し、併せて、承認を受けた年月日を（ ）書きで記載すること。

信託会社等に関する総合的な監督指針（別紙様式）

別紙様式17

管 理 型 外 国 信 託 会 社 の 状 況

平成〇〇年〇〇月末現在  
 〇〇財務（支）局  
 （単位：百万円）

新

登録番号	登録年月日	登録抹消年月日	信託会社名	代表者名	主たる支店の所在地	電話番号	主な受託財産の種類	信託契約代理業務		信託受益権売買等業務	他業の種類	信託財産残高	資本金の額	純資産額	備考
								信託業法	金商法						
(中 略)															

(記載上の注意)

- 登録番号順に記載すること。
- 該当がない項目には「-」を記載すること。
- 「登録年月日」欄には、登録年月日の下に直近の登録更新年月日を（ ）書きで記載すること。
- 「信託契約代理業務」欄には、信託業法第2条第8項に係る登録、金融商品取引法第28条第2項第2号に係る登録を受けている場合に、登録年月日を記載すること。なお、当該信託契約代理業務を廃業等している場合には、登録年月日の下に登録抹消年月日を（ ）書きで記載すること。
- 「信託受益権売買等業務」欄には、当該業務の登録を受けている場合に、登録年月日を記載すること。なお、信託受益権売買等業務を廃業等した場合には、登録抹消年月日を（ ）書きで記載すること。
- 「他業の種類」欄には、法第21条第2項の承認を受けている業務の種類を記載し、併せて、承認を受けた年月日を（ ）書きで記載すること。
- 「信託財産残高」、「資本金の額」及び「純資産額」欄には、直近の事業報告書の計数を記載すること。
- 「備考」欄には、他の財務局からの移管の状況、登録抹消の事由及び監督上の措置など、監督上の参考事項を記載すること。

別紙様式17

管理型信託会社登録番号台帳

平成〇〇年〇〇月末日現在  
 〇〇財務（支）局

旧

登録番号	登録年月日	登録更新年月日	登録抹消年月日	管理型信託会社名	本店の所在地	電話番号	備考
(中 略)							

(記載上の注意)

- 登録番号順に記載すること。
  - 備考欄には、他の財務局からの移管の状況、登録抹消の事由その他参考となる事項を記載すること。
  - 「登録更新年月日」欄には、直近の登録更新年月日を記載すること。
- (注) 登録を抹消した場合には、—— 線を引くものとする。

信託会社等に関する総合的な監督指針（別紙様式）

別紙様式20

自己信託会社（法第50条の2第1項の登録を受けた者）の状況

平成〇〇年〇〇月末現在  
 〇〇財務（支）局  
 （単位：百万円）

新

登録番号	登録年月日	登録抹消年月日	登録会社名	代表者名	主たる営業所の所在地	電話番号	主な受託財産の種類	信託契約代理業務		信託受益権売買等業務	他業の種類	信託財産残高	資本金の額	純資産額	備考
								信託業法	金商法						
(中略)															

(記載上の注意)

1. 登録番号順に記載すること。
2. 該当がない項目には「-」を記載すること。
3. 「登録年月日」欄には、登録年月日の下に直近の登録更新年月日を（ ）書きで記載すること。
4. 「主たる営業所の所在地」及び「電話番号」欄には、信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託に係る事務を行っている主たる営業所について記載すること。
5. 「信託契約代理業務」欄には、信託業法第2条第8項に係る登録、金融商品取引法第28条第2項第2号に係る登録を受けている場合に、登録年月日を記載すること。なお、当該信託契約代理業務を廃業等している場合には、登録年月日の下に登録抹消年月日を（ ）書きで記載すること。
6. 「信託受益権売買等業務」欄には、当該業務を行っている場合に、登録年月日を記載すること。なお、信託受益権売買等業務を廃業等した場合には、登録抹消年月日を（ ）書きで記載すること。
7. 「他業の種類」欄には、主な他業の種類を記載すること。
8. 「信託財産残高」、「資本金の額」及び「純資産額」欄には、直近の自己信託報告書の計数を記載すること。
9. 「備考」欄には、他の財務局からの移管の状況、登録抹消の事由及び監督上の措置など、監督上の参考事項を記載すること。

別紙様式20

自己信託会社（法第50条の2第1項の登録を受けた者）の状況

平成〇〇年〇〇月末日現在  
 〇〇財務（支）局

旧

登録会社名	登録番号	登録年月日	登録更新年月日	資本金	主な受託財産の種類	信託財産残高	純資産額	信託契約代理業務		信託受益権売買等業務	他業の種類
								信託業法	金商法		
				億円		億円	億円				
(中略)											

(記載上の注意)

1. 信託財産残高の多い順に記載すること。なお、該当がない項目には「-」を記載すること。
2. 「登録更新年月日」欄には、直近の登録更新年月日を記載すること。
3. 「信託財産残高」及び「純資産額」欄には、直近の事業報告書の計数を記載すること。
4. 「信託契約代理業務」欄には、信託業法第2条第8項に係る登録、金融商品取引法第28条第2項第2号に係る登録を受けている場合に、登録年月日を記載すること。
5. 「信託受益権売買等業務」欄には、当該業務を行っている場合に、登録年月日又は業務方法書変更届出日を記載すること。
6. 「他業の種類」欄には、主な他業の種類を記載すること。

信託会社等に関する総合的な監督指針（別紙様式）

別紙様式21

特 定 信 託 事 業 者 の 状 況

平成〇〇年〇〇月末現在  
〇〇財務（支）局  
（単位：百万円）

新

届出年月日	要件非該当 年月日	受託者名	代表者名	主たる営業所又は 事務所の所在地	電話番号	委託者名	受益者名	受託財産の種類	備考
(中 略)									

(記載上の注意)

- 届出年月日順に記載すること。
- 「要件非該当年月日」欄には、法第51条第1項の受託者でなくなった日及び同項の信託が同行各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったことを知った日を記載すること。
- 「代表者名」、「主たる営業所又は事務所の所在地」及び「電話番号」欄は、受託者について記載すること。
- 「備考」欄には、要件非該当の事由及び監督上の措置など、監督上の参考事項を記載すること。

別紙様式21

信託業法第51条第1項の信託の引受けの状況

平成〇〇年〇〇月末日現在  
〇〇財務（支）局

旧

受託者名	委託者名	受益者名	届出年月日	受託財産の種類
(中 略)				

(記載要領)

- 届出年月日順に記載すること。

信託会社等に関する総合的な監督指針（別紙様式）

別紙様式22

特定大学技術移転事業承認事業者の状況

平成〇〇年〇〇月末現在  
〇〇財務（支）局  
(単位：百万円)

新

登録番号	登録年月日	登録抹消年月日	承認事業者名	代表者名	主たる営業所又は事務所の所在地	電話番号	主な受託財産の種類	信託契約代理業務		信託受益権売買等業務	他業の種類	信託財産残高	資本金又は出資の額	純資産額	備考
								信託業法	金商法						
(中略)															

(記載上の注意)

1. 登録番号順に記載すること。
2. 該当がない項目には「-」を記載すること。
3. 「信託契約代理業務」欄には、信託業法第2条第8項に係る登録、金融商品取引法第28条第2項第2号に係る登録を受けている場合に、登録年月日を記載すること。なお、当該信託契約代理業務を廃業等している場合には、登録年月日の下に登録抹消年月日を（ ）書きで記載すること。
4. 「信託受益権売買等業務」欄には、当該業務の登録を受けている場合に、登録年月日を記載すること。なお、信託受益権売買等業務を廃業等した場合には、登録抹消年月日を（ ）書きで記載すること。
5. 「他業の種類」欄には、法第52条第3項において適用する法第21条第2項の承認を受けている業務の種類を記載し、併せて、承認を受けた年月日を（ ）書きで記載すること。
6. 「信託財産残高」、「資本金又は出資の額」及び「純資産額」欄には、直近の事業報告書の計数を記載すること。
7. 「備考」欄には、他の財務局からの移管の状況、登録抹消の事由及び監督上の措置など、監督上の参考事項を記載すること。

別紙様式22

特定大学技術移転事業承認事業者の状況

平成〇〇年〇〇月末日現在  
〇〇財務（支）局

旧

承認事業者名	登録番号	登録年月日	資本金 出資金	信託財産 残高	純資産額	信託契約 代理業務		信託受益権 売買等業務	他業の種類
						信託業法	金商法		
			億円	億円	億円				
(中略)									

(記載上の注意)

1. 信託財産残高の多い順に記載すること。なお、該当がない項目には「-」を記載すること。
2. 「信託財産残高」及び「純資産額」欄には、直近の事業報告書の計数を記載すること。
3. 「信託契約代理業務」欄には、信託業法第2条第8項に係る登録、金融商品取引法第28条第2項第2号に係る登録を受けている場合に、当初登録年月日を記載すること。
4. 「信託受益権売買等業務」欄には、当該業務の登録を受けている場合に、当初登録年月日を記載すること。
5. 「他業の種類」欄には、法第52条第3項において準用する法第21条第2項の承認を受けている業務の種類を記載し、併せて、承認を受けた年月日を（ ）書きで記載すること。

信託会社等に関する総合的な監督指針（別紙様式）

別紙様式23

信 託 契 約 代 理 店 の 状 況

平成〇〇年〇〇月末現在  
〇〇財務（支）局

新

登録番号	登録年月日	登録抹消 年月日	信託契約 代理店名	法人・ 個人 の別	代表者名	主たる営業所 又は事務所の 所在地	取扱店 舗数	電話番号	所属信託会社名	信託契約の 取扱件数		他業の種類	備 考
										代理	媒介		
(中 略)													

(記載上の注意)

- 登録番号順に記載すること。
- 該当がない項目には「-」を記載すること。
- 「主たる営業所又は事務所の所在地」、「取扱店舗数」及び「電話番号」欄には、信託契約代理業を営んでいる主たる営業所等について記載すること。
- 「他業の種類」欄には、主な他業の種類を記載すること。なお、金融商品取引業を営んでいる場合には、併せて、登録年月日を記載するとともに、廃業等をした場合にあっては、登録抹消年月日を（ ）書きで記載すること。
- 「信託契約の取扱件数」欄には、直近の信託契約代理業務に関する報告書の計数を記載すること。
- 「備考」欄には、他の財務局からの移管の状況、登録抹消の事由及び監督上の措置など、監督上の参考事項を記載すること。

別紙様式23

信 託 契 約 代 理 店 の 状 況

平成〇〇年〇〇月末日現在  
〇〇財務（支）局

旧

信託契約代理店名	法・個	登録番号	登録年月日	所属信託会社名	他業の種類
(中 略)					

(記載上の注意)

- 登録番号順に記載すること。
- 「法・個」欄には、法人・個人の別を記載すること。
- 「他業の種類」欄には、主な他業の種類を記載すること。